

No. 1119 (2020.10.27)

クロマグロの資源管理をめぐる動向と論点

はじめに

- I 国内外のクロマグロの供給状況
 - II 地域漁業管理機関によるクロマグロの資源管理の動向
 - III 日本の太平洋クロマグロの資源管理の動向
 - IV クロマグロの資源管理をめぐる論点
- おわりに

キーワード：クロマグロ、資源管理、WCPFC、ICCAT、沿岸漁業、まき網漁業、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、TAC 制度

- クロマグロ（太平洋クロマグロ、大西洋クロマグロ）は海洋を広範囲にわたって回遊する高度回遊性魚種であり、WCPFC や ICCAT 等の地域漁業管理機関が、資源評価や国別の漁獲上限の設定等の国際的な資源管理を行っている。
- 我が国では、2011 年に沖合の大中型まき網漁業による太平洋クロマグロの小型魚（未成魚）の漁獲管理を開始した。2015 年からは定置網やひき縄釣等の沿岸漁業でも漁獲管理を実施しており、2018 年には TAC 制度による資源管理に移行した。
- クロマグロの資源管理をめぐるっては、国際交渉への対応や、国内における漁獲枠の適切な配分、産卵期の親魚の漁獲の是非、漁獲証明制度の導入、漁業者の収入安定対策、遊漁の管理、人工種苗による養殖の活用等が論点として挙げられる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

農林環境課 くどう ゆたか 工藤 豊

はじめに

クロマグロは、太平洋の北部に主に分布する太平洋クロマグロと、地中海を含む大西洋に広く分布する大西洋クロマグロとに分類される¹。日本では本マグロとも呼ばれており、マグロ類の中でも最高級品とされている。一方で、太平洋クロマグロと大西洋クロマグロは国際自然保護連合（IUCN）が作成するレッドリストに絶滅危惧種として掲載されており²、資源の回復が課題とされてきた。2010年にはワシントン条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora: CITES）の締約国会議において大西洋クロマグロの国際取引の規制が議論されており³、クロマグロの資源管理の在り方が国際的な注目を集めた。

本稿では、近年のクロマグロの供給状況を整理した上で、国際機関及び国内におけるクロマグロの資源管理の動向や論点等をまとめる。

I 国内外のクロマグロの供給状況

1 クロマグロの漁獲量・養殖収穫量

太平洋クロマグロの漁獲量は、1956年の4万100トンを超えて最高に、資源状況に応じて大きく変動してきた。近年は1万～1万5000トンの漁獲量で推移し、このうち約6割を日本が漁獲している。大西洋クロマグロの漁獲量は、2007年には6万2600トンに達したが、後述する漁獲制限の影響もあり、2011年には1万1800トンまで減少した。近年の漁獲量は2万5000～3万トンまで回復しており、このうち1割弱を日本が漁獲している（図1）。

クロマグロの養殖収穫量は近年大きく増加しており、2018年には、太平洋クロマグロが2万7000トン、大西洋クロマグロが1万1900トンとなった。また、日本の太平洋クロマグロの養殖も増加傾向にあり、2018年の養殖収穫量は1万7600トンであった（図1）。

2 日本におけるクロマグロの供給状況

2018年に国内に供給されたクロマグロ5万1900トンのうち、日本国内の漁業者の漁獲によるものが8,900トン（供給量全体の17.1%）、日本国内での養殖によるものが1万7600トン（同34.0%）、国外からの輸入によるものが2万5400トン（同48.9%）であった。近年は、国内漁獲量、国内養殖量、輸入量の比率がおおよそ2:3:5で推移しており、国内生産量と国外からの輸入量との割合がほぼ半々となっている。主な輸入相手国にはマルタやスペイン、トルコ、

* 本稿は2020年8月31日時点までの情報を基にしている。インターネット情報への最終アクセス日も同日である。

¹ 太平洋に分布する太平洋クロマグロ (*Thunnus orientalis*) は、かつては大西洋に分布する大西洋クロマグロ (*Thunnus thynnus*) の地理的亜種とされていたが、現在では分子遺伝学的研究等により別種として扱われている（「クロマグロ 太平洋」水産庁、国立研究開発法人水産研究・教育機構編『令和元年度国際漁業資源の現況』2020。<<http://kokushi.fra.go.jp/genkyo-R01.html>>）。

² IUCNのレッドリストは、動植物等の絶滅リスクを8つのカテゴリーに評価・分類している。このうち、絶滅するおそれの高い「絶滅危惧種」には「深刻な危機」「危機」「危急」の3カテゴリーが該当し、マグロ類については、ミナミマグロが「深刻な危機」に、大西洋クロマグロが「危機」に、太平洋クロマグロとメバチが「危急」に分類されている（IUCN Red List of Threatened Species website <<https://www.iucnredlist.org/>>）。

³ 2010年3月にカタールのドーハで開催された第15回締約国会議（CoP15）において、モナコが提案した大西洋クロマグロの附属書Iへの掲載（公海からの持込みを含む国際取引の禁止）が反対多数で否決された。

モロッコ等の地中海沿岸に位置する国が多く含まれており、日本へ輸入されるクロマグロのおよそ7割が地中海や大西洋で漁獲・養殖された大西洋クロマグロであると推測される⁴(図2)。

図1 クロマグロの漁獲量・養殖収穫量(2018年)

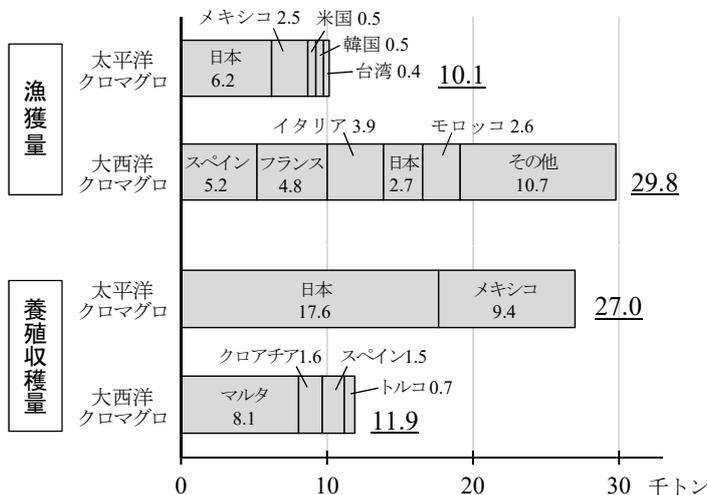
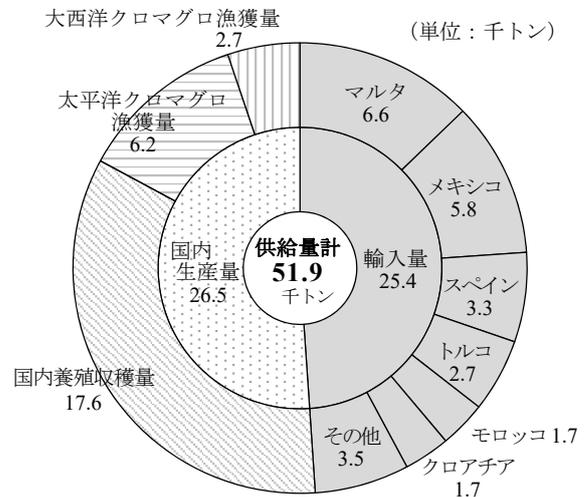


図2 日本国内のクロマグロの供給状況(2018年)



(注) 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(出典) International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean (ISC), “Fisheries statistics.” <http://isc.fra.go.jp/fisheries_statistics/index.html>; International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT), “Access to ICCAT statistical databases.” <<https://www.iccat.int/en/accessingdb.html>>; Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO), Fisheries and Aquaculture Department, “Global Aquaculture Production (Fishery Statistical Collections).” <<http://www.fao.org/fishery/statistics/global-aquaculture-production/en>>; 農林水産省「平成30年 漁業・養殖業生産統計」2020. <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/index.html>; 同「農林水産物輸出入統計」 <<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/index.html>> を基に筆者作成。

II 地域漁業管理機関によるクロマグロの資源管理の動向

1 マグロ類に関する地域漁業管理機関の概要

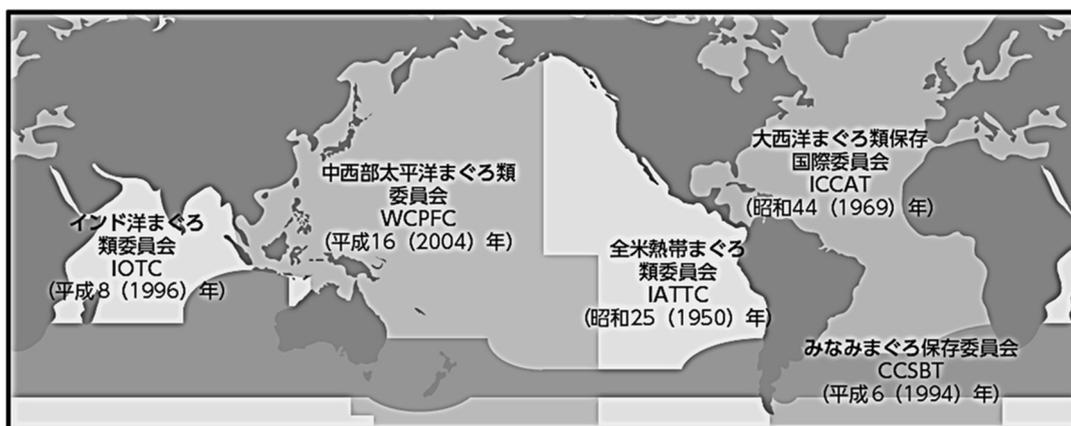
マグロ類は海洋を広範囲にわたって回遊する高度回遊性魚種であり、各国が独自に資源管理を行うのは難しい。「海洋法に関する国際連合条約」(平成8年条約第6号)第64条では、沿岸国及び高度回遊性魚種を漁獲する国は、排他的経済水域 (EEZ) の内外を問わず、当該資源の保存及び利用のため、直接又は適当な国際機関を通じて協力することを定めている。マグロ類については、地域又は魚種別に5つの地域漁業管理機関が設立されており、漁業に関する情報収集や資源評価を実施した上で、適切な資源管理措置を議論・決定し、その遵守監視・管理を行っている⁵(図3)。

⁴ 水産庁では、輸入相手国の国名を基に、2018年のクロマグロの輸入量2万5410トンのうち、太平洋クロマグロが6,437トン、大西洋クロマグロが1万8973トンと推計している(水産庁「かつお・まぐろ類に関する国際情勢について」2020.4, p.10. <<https://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/attach/pdf/index-64.pdf>>)。

⁵ 本稿の地域漁業管理機関に関する内容は、主に以下を参考とした。同上, pp.15-16; 「国際漁業管理機関・資源評価機関の概要」水産庁, 国立研究開発法人水産研究・教育機構編 前掲注(1); 水産庁『令和元年度水産の動向 令和2年度水産施策』2020, pp.160-163. <<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R1/index.html>>; 水産総合研究センター編著『マグロの資源と生物学』(水産総合研究センター叢書)成山堂書店, 2014, pp.92-100。

日本は5つ全ての地域漁業管理機関に加盟しているが、日本のクロマグロ資源管理に関係が深いのは、日本のEEZを含む海域を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会（Western and Central Pacific Fisheries Commission: WCPFC）と、大西洋クロマグロを管理する大西洋まぐろ類保存国際委員会（International Commission for Conservation of Atlantic Tunas: ICCAT）である（表1）。

図3 マグロ類を管理する地域漁業管理機関の対象水域



(注) () は各地域漁業管理機関の設立条約等の発効年。

(出典) 「図3-9」水産庁『令和元年度水産の動向 令和2年度水産施策』2020, p.161. <<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kiku/wpaper/R1/index.html>>

表1 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）及び大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の概要

	中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）	大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）
設立条約	西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約
加盟国	26 各国・地域	53 各国・地域
対象水域	中西部太平洋	大西洋全水域（地中海含む。）
マグロ類に関する主な資源管理措置	①熱帯マグロ（メバチ・キハダ・カツオ） (a) 熱帯水域のまき網漁業 ・集魚装置（FAD）操業の禁止（3 か月） ・公海は追加で2 か月 FAD 操業禁止 ・島嶼国以外のメンバーは自国籍大型まき網漁船隻数凍結 (b) はえ縄漁業 ・日本のメバチの漁獲枠は 18,265 トン ②太平洋クロマグロ (a) 親魚資源量を 2024 年までに、少なくとも 60%の確率で歴史的中間値（約 4.3 万トン）まで回復させることを暫定回復目標とする (b) 30kg 未満の小型魚の漁獲量を 2002～2004 年平均水準から半減 (c) 30kg 以上の大型魚の漁獲量を 2002～2004 年平均水準から増加させない	①総漁獲可能量（TAC）の管理 ・東大西洋クロマグロ 2018 年漁期：28,200 トン 2019 年漁期：32,240 トン 2020 年漁期：36,000 トン ②30kg 未満の大西洋クロマグロの採捕、保持、水揚げを原則禁止 ③保存管理措置に反したクロマグロの輸出入の禁止と、蓄養の監視措置等クロマグロの管理を強化 ④運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入 ⑤大西洋クロマグロに対する漁獲証明制度（CDS）の導入

(出典) 「国際漁業管理機関・資源評価機関の概要」水産庁, 国立研究開発法人水産研究・教育機構編『令和元年度国際漁業資源の現況』2020. <<http://kokushi.fra.go.jp/genkyo-R01.html>>; 水産庁「かつお・まぐろ類に関する国際情勢について」2020.4, pp.15-16. <<https://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/attach/pdf/index-64.pdf>> 等を基に筆者作成。

2 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の概要と近年の動向

(1) WCPFC の概要

WCPFC は、中西部太平洋における高度回遊性魚類資源（マグロ、カツオ、カジキ類）の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、2004年に設立された。日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、豪州、ニュージーランド、太平洋島しょ国（パプアニューギニア、ミクロネシア連邦等）等の26か国・地域が加盟しており、日本の周辺海域を含む中西部太平洋を管轄している。日本はこの水域において、カツオ・マグロ漁船（はえ縄、一本釣り及び海外まき網）約530隻のほか、沿岸はえ縄漁船、まき網漁船、一本釣り漁船、流し網漁船、定置網、ひき縄釣漁船等によりカツオ・マグロ類を漁獲している。

太平洋では、WCPFC と、日本や米国、メキシコ、韓国等の21か国・地域が加盟する全米熱帯まぐろ類委員会（Inter-American Tropical Tuna Commission: IATTC）の2つの地域漁業管理機関が東西に分かれて資源を調査・管理している。このため、太平洋北部で両者にまたがって分布・回遊している太平洋クロマグロやビンナガ等の資源については、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean: ISC）⁶が資源状況を科学的に評価し、WCPFC 及び IATTC に対して資源管理に関する勧告を行っている。また、太平洋クロマグロなど、WCPFC 対象水域のうち北緯20度以北に分布する資源の管理に関しては、WCPFC の下部組織である北小委員会でも実質的な協議を行っている。

(2) 太平洋クロマグロの資源動向と WCPFC による資源管理

2020年にISCが公表した資源評価（図4）によると、太平洋クロマグロの親魚資源量（推計）は1960年代に過去最大の約15.6万トンとなった後、1990年代中頃の2回目のピークから、2010年には約1.1万トンにまで減少した。近年は緩やかな増加傾向にあり、2018年には約2.8万トンまで回復しているが、これらの資源評価や漁獲状況を踏まえ、太平洋クロマグロの2018年の資源量は一般的な管理基準値と比較して「減り過ぎ」の状態にあり⁷、近年の漁獲圧力も高い状態にあると評価している⁸。

ISCによる資源評価や北小委員会による検討・勧告を受け、WCPFCでは2010年から太平洋クロマグロの未成魚に対する漁獲制限等の保存管理措置を実施している⁹。2014年12月の

⁶ 北太平洋におけるマグロ類資源の科学的評価を目的として設立された国際科学機関。日本、カナダ、台湾、韓国、メキシコ、中国、米国が加盟しており、WCPFC 及び IATTC に対して科学的情報及び提言を提供している。

⁷ WCPFC では、メバチ、キハダ、ビンナガ等の魚種の限界管理基準値（資源量がこれ以下となった場合に管理措置を強化する水準）として、初期資源量（資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定したもの）の20%を採用している。2018年の太平洋クロマグロの親魚資源量2.8万トンは初期資源量の4.5%に相当し、初期資源量の20%（13万トン）を下回っている。なお、太平洋クロマグロでは限界管理基準値は設定されておらず、後述する「暫定回復目標」「次期回復目標」が設定されている。

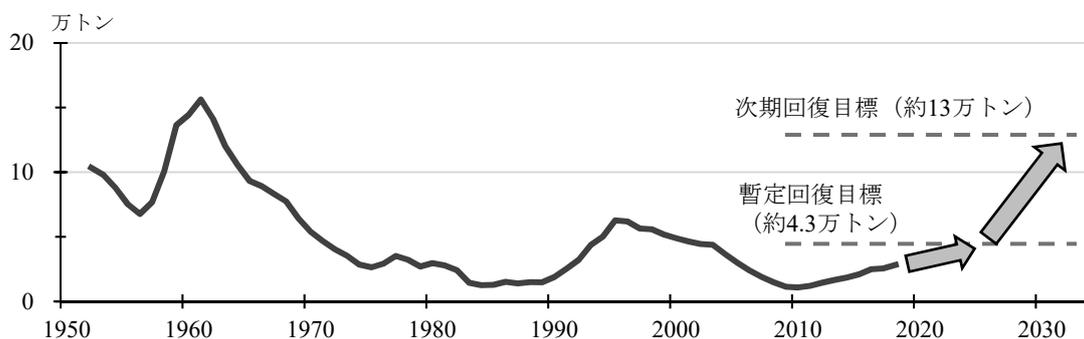
⁸ ISC, “Stock assessment of Pacific bluefin tuna in the Pacific Ocean in 2020,” July 2020. <http://isc.fra.go.jp/pdf/ISC20/ISC20_ANNEX11_Stock_Assessment_Report_for_Pacific_Bluefin_Tuna.pdf>; 中塚周哉「2020年ISCクロマグロ資源評価の結果について」（「WCPFC第16回北小委員会」に向けた太平洋クロマグロの資源評価結果等に関する説明会配布資料）2020.8.21. 水産庁ウェブサイト <<https://www.jfa.maff.go.jp/j/study/enoki/attach/pdf/kuromaguro-7.pdf>> ただし、漁獲圧力については、後述する漁獲制限等の措置が既に実施されており、これらが守られる場合、資源の回復力が損なわれるものではないとしている。

⁹ 2009年12月のWCPFC第6回年次会合で、沿岸の零細漁業（ひき縄釣漁業等）を除き太平洋クロマグロを漁獲する努力量（操業隻数や日数等）を2002～2004年水準よりも増やさないと、その際に未成魚（0～3歳）の漁獲努力量を2000～2004年水準に減少させることを考慮すること（2011年からは漁獲量の減少に変更）等の保存管理措置が採択され、2010年から実施された。また、2013年12月のWCPFC第10回年次会合では、零細漁業を含む全

WCPFC 第 11 回年次会合では、①2024 年までに親魚資源量を少なくとも 60%の確率で歴史的
中間値（約 4.3 万トン）まで回復することを「暫定回復目標」とする、②30kg 未満の小型魚の
漁獲量を 2002～2004 年の平均水準から半減させる¹⁰、③30kg 以上の大型魚の漁獲量を 2002～
2004 年平均水準¹¹から増加させない等の保存管理措置を採択し、2015 年から実施している。

2017 年 12 月の WCPFC 第 14 回年次会合では、「暫定回復目標」を達成した後の「次期回復
目標」として、10 年以内に 60%以上の確率で親魚資源量を初期資源量の 20%（約 13 万トン）
まで回復させることで合意するとともに、資源変動に応じて管理措置を改訂する漁獲制御ルー
ル¹²を採択した¹³。ISC では、現行の保存管理措置を継続することにより、WCPFC が設定した
暫定回復目標や次期回復目標を高い確率で達成することができると予測している。

図 4 太平洋クロマグロの親魚資源量の推移（推計）



(注) 2018 年以降は目標値を示す。

(出典) International Science Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean (ISC), “Stock assessment of Pacific bluefin tuna in the Pacific Ocean in 2020,” July 2020, pp.9-10. <http://isc.fra.go.jp/pdf/ISC20/ISC20_ANNEX_11_Stock_Assessment_Report_for_Pacific_Bluefin_Tuna.pdf> を基に筆者作成。

3 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) の概要と近年の動向

(1) ICCAT の概要

ICCAT は、大西洋におけるマグロ類等の資源を最大の持続的漁獲を可能にする水準に維持することを目的として、1969 年に設立された。日本、米国、カナダ、ブラジル、南アフリカ共和国、中国、EU 等の 53 か国・地域が加盟しており、地中海を含む大西洋全域を管轄している。この水域においては、日本のマグロはえ縄漁船約 80 隻が、大西洋クロマグロやメバチ、キハダ、ビンナガ等を対象として操業している。

漁業で漁獲努力量が 2002～2004 年水準を下回るよう管理すること、未成魚に対する漁獲量が 2002～2004 年の平均を少なくとも 15%下回るように管理することが合意され、2014 年に実施された。なお、WCPFC や ICCAT の協議結果は、水産庁のウェブサイトで報道発表資料（プレスリリース）として公表されている（例えば、2009 年 12 月の WCPFC 第 6 回年次会合の協議結果は、水産庁「中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第 6 回年次会合の結果について」2009.12.12. <<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/091212.html>>)。

¹⁰ WCPFC 全体で 9,450 トンから 4,725 トンに削減、うち日本は 8,015 トンから 4,007 トンに削減。

¹¹ WCPFC 全体で 6,591 トン、うち日本は 4,882 トン。

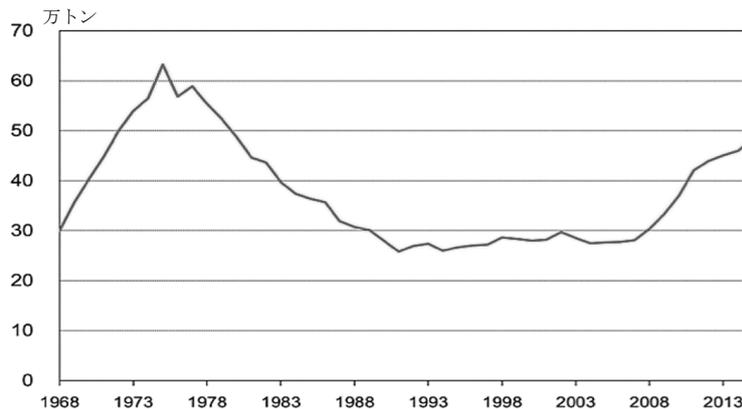
¹² 暫定回復目標の達成確率が①60%を下回った場合、60%に戻るよう管理措置を自動的に強化し、②75%を上回った場合、(i) 暫定回復目標の達成確率を 70%以上に維持し、かつ、(ii) 次期回復目標の達成確率を 60%以上に維持する範囲で増枠の検討を可能とする。

¹³ このほか、2016 年 12 月の WCPFC 第 13 回年次会合において、国別の漁獲上限について、小型魚の枠から大型魚の枠へ振り替えることを可能とすることで合意した。また、2018 年 12 月の WCPFC 第 15 回年次会合において、漁獲上限の未利用分が生じた場合、当該年の漁獲上限の 5%まで翌年に繰越しを可能とすること、2019 年 12 月の WCPFC 第 16 回年次会合では 2020 年の措置として繰越し率を 5%から 17%へ増加させることで合意した。

(2) 大西洋クロマグロの資源動向と ICCAT による資源管理

大西洋クロマグロには、大西洋の東側と西側にそれぞれ分布する2つの系群が存在している。ICCAT では西経 45 度線で東西 2 つの区域に分けて資源を管理しているが、このうち地中海を含む東大西洋資源が漁獲量の大部分を占めている¹⁴。2017 年に ICCAT の科学委員会が公表した資源評価 (図 5) によると、大西洋クロマグロの東大西洋資源の親魚資源量 (推計) は、1970 年代半ばに過去最大の約 60 万トンとなった後、1990 年頃まで減少が続いた。その後、2000 年代半ばまでは約 28 万トン前後の横ばいで推移し、近年は資源量が増加している¹⁵。

図5 大西洋クロマグロ (東大西洋資源) の親魚資源量の推移 (推計)



(出典)「図4 (大西洋クロマグロ 東大西洋)」水産庁, 国立研究開発法人水産研究・教育機構編『令和元年度国際漁業資源の現況』2020, p.06-4. <<http://kokushi.fra.go.jp/genkyo-R01.html>>

大西洋では 1990 年代半ば以降に蓄養¹⁶を目的としたまき網漁業が急激に発達したため、ICCAT では、大西洋クロマグロの東大西洋資源に対して、漁獲量の段階的な削減 (1995 年～) や総漁獲可能量 (TAC) の設定 (1999 年～) 等の保存管理措置を実施した。さらに、大西洋クロマグロ資源をめぐる国際的な議論の動向¹⁷を踏まえ、2009 年 11 月に開催した ICCAT 第 21 回通常会合では、2010 年の TAC を前年の 2 万 2000 トン (うち日本は 1,871 トン) から 1 万 3500 トン (同 1,148 トン) へと約 4 割削減し、資源の回復が困難な状況にあると科学委員会が認めた場合には 2011 年は漁獲を全面停止することとした¹⁸。

その後、資源量が増加傾向となったことを受け、2013 年以降 ICCAT では TAC を段階的に増加させており、2020 年の TAC を 3 万 6000 トン (うち日本は 2,819 トン) と設定している。

¹⁴ 2018 年における太平洋クロマグロの漁獲量は、東大西洋資源が 2.8 万トン、西大西洋資源が 0.2 万トン。なお、東西系群は北大西洋において混合して広く回遊すること等が研究により示唆されており、西経 45 度線で東西 2 つの系群に分けて管理する現行の方法を改善する必要性が指摘されている (「大西洋クロマグロ 東大西洋」水産庁・国立研究開発法人水産研究・教育機構編 前掲注(1); 「大西洋クロマグロ 西大西洋」同)。

¹⁵ ICCAT, “Report of the standing committee on research and statistics (SCRS) (Madrid, Spain, 2 to 6 October 2017),” October 2017, pp.98-110. <https://www.iccat.int/Documents/Meetings/Docs/2017_SCRS_REP_ENG.pdf>; 「大西洋クロマグロ 東大西洋」 同上

¹⁶ マグロ類の天然種苗を用いた養殖には、ひき縄釣漁業等で漁獲した 200~800g サイズの幼魚 (ヨコワ) を 2~3 年程度の長期間飼育する養殖形態と、定置網漁業やまき網漁業で漁獲した 10~100kg サイズの幼魚~成魚を数か月~1 年半程度の短期間飼育する「蓄養 (畜養)」と呼ばれる養殖形態とに分けられる。日本で行われている太平洋クロマグロの養殖は主に前者であり、後者の蓄養は地中海やメキシコ、豪州等で行われている (中野秀樹・岡雅一『マグロのふしぎがわかる本』築地書館, 2010, pp.166-175 等)。

¹⁷ 前掲注(3)参照。

¹⁸ このほか、ICCAT では小型魚の漁獲制限や禁漁期の設定、漁獲証明制度の導入等を順次実施している。

Ⅲ 日本の太平洋クロマグロの資源管理の動向

1 日本の太平洋クロマグロ漁業の概要

日本では、まき網漁業や定置網漁業、はえ縄漁業、ひき縄釣漁業、竿釣漁業等、多様な漁業種類（漁法）により太平洋クロマグロを漁獲している（表2、図6）。このうち、近年、漁獲量の5～6割を占めるまき網漁業は、沖合で大規模な網を用いて海の表層近くの魚群を包囲する漁法である。定置網漁業は、沿岸で回遊する魚を定置した漁具で漁獲する漁法で、漁獲量の1～2割を占める。はえ縄漁業は、1本の長い幹縄に釣針のついた枝縄を等間隔にぶら下げて魚を一尾ずつ釣り上げる漁法で、沿岸域と近海・遠洋の両方で行われている。ひき縄釣漁業では、沿岸で漁船を航走させて擬餌針（ルアー）を引きながら掛かった魚を釣る。

海域別に概観すると、日本周辺の沿岸域では、ひき縄釣で太平洋クロマグロの小型魚（30kg未満）が、定置網により小型魚と大型魚（30kg以上）が主に漁獲されている。また、沖合域では、まき網により主に夏季から秋季に小型魚と大型魚が漁獲されている。台湾東沖から奄美諸島周辺域にかけては、春季にはえ縄で成魚が漁獲されているほか、太平洋の三陸沖も、はえ縄等の漁場となっている¹⁹（図7）。

表2 日本の太平洋クロマグロの漁業種類別漁獲量（推計）

（単位：トン）

年 漁業種類	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2002～ 2004 平均
まき網	18,909	16,486	12,817	3,742	8,340	2,461	2,772	5,456	3,645	5,095	4,540	4,050	7,643
小型	13,611	9,193	8,938	2,669	6,243	1,592	990	3,409	931	2,068	1,266	1,010	4,545
大型	5,298	7,293	3,879	1,073	2,097	869	1,782	2,047	2,714	3,027	3,274	3,040	3,098
定置網	1,860	1,125	2,182	1,603	1,651	1,932	1,415	1,907	1,242	1,228	2,255	643	945
小型	1,594	701	1,509	1,289	763	1,393	1,020	1,375	825	654	1,717	259	772
大型	266	424	673	314	888	539	395	532	417	574	538	384	173
はえ縄	688	959	1,939	895	848	681	792	687	622	661	907	678	1,317
小型				160	108	266	235	122	189	182	264	93	
大型	688	959	1,939	735	740	415	557	565	433	479	643	585	1,317
ひき縄釣	4,778	5,217	3,633	1,583	1,820	570	904	1,023	413	778	603	368	2,371
小型	4,778	5,217	3,633	1,583	1,820	570	904	1,023	394	755	569	307	2,371
大型									19	23	34	61	
竿釣	270	102	549	83	63	113	8	5	8	44	86	8	92
小型	270	102	549	83	63	113	8	5	8	44	86	8	92
大型								0	0	0	0	0	
その他	586	689	548	494	283	343	529	499	431	509	665	427	530
小型	487	233	167	157	108	167	142	155	144	239	290	171	236
大型	99	456	381	337	175	176	387	344	287	270	375	256	294
計	27,091	24,577	21,668	8,401	13,004	6,100	6,419	9,577	6,360	8,314	9,055	6,174	12,897
小型	20,740	15,445	14,796	5,941	9,105	4,101	3,299	6,089	2,490	3,941	4,191	1,848	8,015
大型	6,350	9,132	6,872	2,459	3,899	1,999	3,120	3,488	3,870	4,372	4,863	4,325	4,882

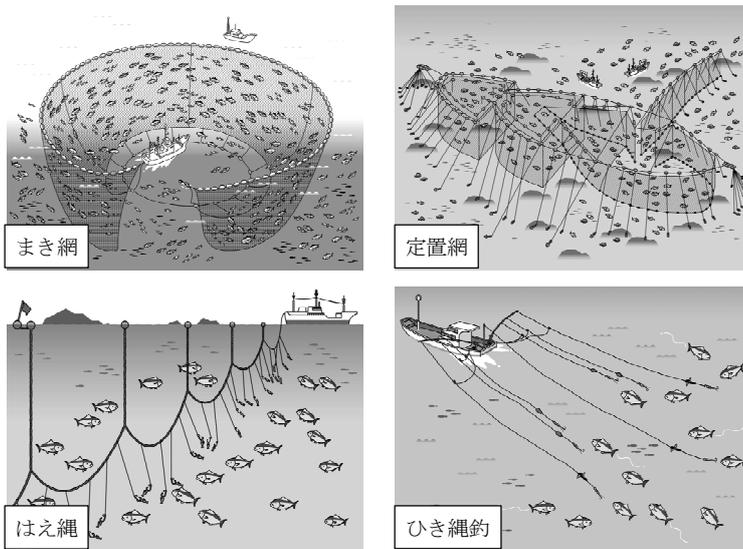
（注1）国立研究開発法人水産研究・教育機構（旧国際水産資源研究所）による推定。2018年及び2017年の一部は暫定値。「小型」は30kg未満の小型魚、「大型」は30kg以上の大型魚。

（注2）四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

（出典）水産庁「太平洋クロマグロの資源管理について」（水産政策審議会第101回資源管理分科会 資料3-2）2020.5, p.62. <<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/200525-12.pdf>> を基に筆者作成。

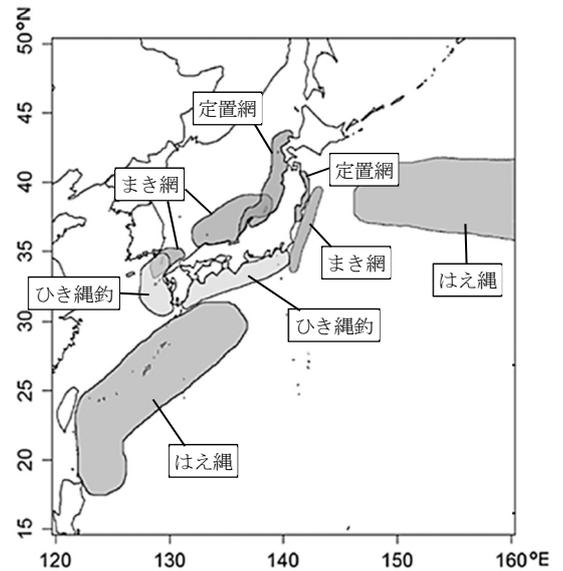
¹⁹ 「クロマグロ 太平洋」前掲注(1); 伊藤智幸「太平洋クロマグロの漁獲の特徴」『JATAFF ジャーナル』4(10), 2016.10, pp.10-15.

図6 太平洋クロマグロの主な漁業種類（漁法）



(出典) 「漁業種類イラスト集」農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/gyocen_illust2.html> を基に筆者作成。

図7 太平洋クロマグロの主な漁場分布



(出典) 「図3 (クロマグロ 太平洋)」水産庁、国立研究開発法人水産研究・教育機構編『令和元年度国際漁業資源の現況』2020, p.05-2. <<http://kokushi.fra.go.jp/genkyo-R01.html>> を基に筆者作成。

2 日本の太平洋クロマグロの資源管理

(1) 2011～2014年：まき網漁業での漁獲制限の開始

2009年12月のWCPFC第6回年次会合において太平洋クロマグロの保存管理措置が合意されたこと等を受け、水産庁は2010年5月に「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」を取りまとめた²⁰。基本的な対応として、未成魚の漁獲を抑制・削減することや、親魚資源量を中長期的（5～10年）に適切な変動の範囲内に維持することを挙げ、国内における資源管理の強化や国際交渉への対応、調査研究の強化等の施策を示した。これに基づき、沖合域で操業している大中型まき網漁業について、2011年4月から年間の漁獲量が制限された²¹。また、沿岸域で操業しているひき縄釣漁業等が「沿岸くろまぐろ漁業」として自由漁業から届出制へと移行され²²（2014年4月からは承認制）、漁獲実績の報告が義務付けられた²³。

²⁰ 農林水産省「「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」について」2010.5.11. <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/other/pressrelease_past/attach/pdf/190129-6.pdf>

²¹ WCPFCの保存管理措置に基づくものとして、太平洋クロマグロの未成魚（30kg未満）について、全国（九州西・日本海及び太平洋）の大中型まき網漁業による年間の総漁獲量が2011～2013年は5,000トン、2014年は4,250トンを超えないよう制限された。また、WCPFCの保存管理措置とは別に追加的に行うものとして、太平洋クロマグロの成魚（30kg以上）について、日本海における大中型まき網漁業の産卵期（6～8月）の総漁獲量が2,000トン未満に制限された。

²² それまで、沿岸域で操業する太平洋クロマグロのひき縄釣等の漁業については、漁業権や農林水産大臣・都道府県知事の許可を必要としない自由漁業とされていた。2011年4月以降は順次、動力漁船を使用して太平洋クロマグロをとることを目的とする漁業（沿岸くろまぐろ漁業）を営もうとする者は、各海域の広域漁業調整委員会に届出を行うこととされた。

²³ このほか、太平洋クロマグロを主たる漁獲物とする定置漁業の免許数抑制、クロマグロ養殖場の登録制、養殖実績報告の義務化、天然種苗を用いる養殖場の数や生け簀の規模拡大の抑制、韓国産及びメキシコ産太平洋クロマグロの輸入情報の収集強化等の施策が順次実施された。これらの経緯は、神谷崇・竹越攻征「太平洋クロマグロの小型魚漁獲半減に向けた取組について（第1部）」『水産振興』51(1), 2017.1, pp.1-103に詳しい。

(2) 2015～2017年：沿岸漁業での漁獲制限の開始

2014年12月のWCPFC第11回年次会合での決定により、2015年から、日本の太平洋クロマグロの年間の総漁獲量が小型魚（30kg未満）で4,007トン、大型魚（30kg以上）で4,882トンに制限された。これを受け、大中型まき網漁業に加え、定置網漁業やひき縄釣漁業等の沿岸漁業でも自主的な漁獲量の管理²⁴に取り組むこととなった。

具体的には、第1管理期間（2015年漁期）²⁵では、小型魚の漁獲上限4,007トンのうち、大中型まき網漁業に2,000トン、その他の沿岸漁業等（定置網漁業、ひき縄釣漁業、近海竿釣り漁業等）に2,007トンが配分され、さらに沿岸漁業については全国の6ブロックに漁獲上限を割り振って漁獲量が管理された。大型魚については、大中型まき網漁業で年間の総漁獲量が3,098トンに制限され²⁶、沿岸漁業等と合わせて全体で4,882トンを超えないように管理された。最終的な漁獲量は全体として漁獲上限内に収まったものの、沿岸漁業の一部のブロックで漁獲上限を超過して操業自粛が要請される²⁷など、漁獲の偏りが生じたことにより特定の地域において漁獲量の管理が困難となった。特に定置網漁業では魚種を選択して漁獲することが難しいため、魚種別の漁獲量の厳格な管理が困難であることが課題として認識された。

こうした点を踏まえ、第2管理期間（2016年漁期）では、地域間の漁獲の偏りに弾力的に対応できるよう、定置網漁業において広域の共同管理枠が設けられた。また、後述するTAC制度に準じ、太平洋クロマグロの数量管理に関する国の基本計画及び都道府県の計画が試行的に策定され、漁獲管理の強化が図られた。しかし、比較的良好な魚群の来遊があったことから、普段あまり太平洋クロマグロを漁獲しない漁業者による漁獲が多く発生し、日本の小型魚の漁獲上限4,007トンを超過する事態となった²⁸。また、一部の県の沿岸くろまぐろ漁業において、広域漁業調整委員会の承認を得ていない操業や漁獲量の未報告があったことも発覚した²⁹。こうした事態を受け、漁獲上限の遵守・徹底を図るため、第4管理期間が始まる2018年から、太平洋クロマグロを我が国のTAC制度の対象に追加することとなった。

第3管理期間（2017年漁期）では、翌年からのTAC制度の開始を念頭に、沿岸漁業について、ブロック別の管理から都道府県別を基本とする管理へと変更された³⁰。漁期の当初に一部地域で大幅な漁獲超過が生じ、全国の沿岸漁業者に小型魚の操業自粛要請が発出される事態となった³¹が、最終的には日本の漁獲上限の範囲に収まった。

²⁴ この時期の太平洋クロマグロの漁獲管理は、後述するTAC制度とは異なり法律による罰則を伴わないものであり、水産庁では「自主規制」「自主的な取組」による漁獲管理と表現している。

²⁵ 漁獲上限等の基準となる管理期間の考え方については、これまで変遷があるが、第5管理期間（2019年漁期）以降は、大中型まき網漁業等については1月1日から12月31日までの1年間、沿岸漁業等については4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として管理を行うこととしている。

²⁶ このほか、業界による自主的な取組として、日本海における大中型まき網漁業の産卵期（6～8月）の大型魚の総漁獲量が1,800トンを超えないよう管理され、8月の操業が自粛された。

²⁷ 水産庁では、ブロック別の漁獲量が上限の7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した段階で「特別警報」、9割5分に達した段階で「操業自粛要請」を発出することとしていた。

²⁸ 国別の漁獲上限に超過が生じた際には、WCPFCのルールに基づき、翌年の漁獲上限から超過量が差し引かれる。

²⁹ 「各地でクロマグロ「密漁」発覚 国の管理体制、疑問視も」『日本経済新聞』2017.2.6等。

³⁰ このほか、大中型まき網漁業について、なお一層の親魚資源量の回復を図るため、小型魚の漁獲上限が2,000トンから1,500トンに削減され、そのうち250トンが大型魚に振り替えられた。

³¹ 北海道の一部地域の定置網漁業で、近年では通常ならブリが獲れる時期に太平洋クロマグロが大量に定置網にかかり、漁獲量が国全体の漁獲上限にまで近づいたことから、2018年1月に、全国の沿岸漁業者に対して同年6月までの小型魚の操業自粛要請が発出された。

(3) 2018年～：TAC 制度に基づく資源管理の開始

TAC 制度³²では、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（平成 8 年法律第 77 号、資源管理法、TAC 法）に基づき、国が「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を策定し、資源の管理方針や魚種・漁期年ごとの漁獲可能量（TAC）を定め、漁業種別・都道府県別に配分する。都道府県は、国の基本計画に基づき、資源の管理方針や漁業種類ごとの TAC の配分等を定めた管理計画を策定する。農林水産大臣及び都道府県知事は採捕状況に応じて漁業者へ助言・指導・勧告・採捕の停止命令等を行い、停止命令違反や採捕の数量報告違反（虚偽や未報告）には罰則が科される。

第 4 管理期間（2018 年漁期）では、定置網漁業やひき縄釣漁業等の沿岸漁業に対して、これまでの小型魚の漁獲管理に加えて、大型魚についても都道府県ごとに TAC が配分された³³。また、局地的な漁獲超過の影響が日本全体の管理に波及するリスクを抑えるため、都道府県に対して、留保枠の設定や漁獲状況に応じた対応等³⁴のよりきめ細やかな漁獲管理が求められた。

このように漁獲量の管理がより厳格化・細分化されていく一方で、各地域への実際の来遊状況は毎年大きく変動することから、配分量に過不足が生じがちになるという課題が生じた。第 5 管理期間（2019 年漁期）の開始に当たっては、都道府県や漁業種類の間で漁獲枠を融通するルール³⁵が策定され、漁獲枠の有効活用が図られた。

以上、これまでの太平洋クロマグロの主な資源管理措置について、変遷を表 3 にまとめた。

表 3 日本における太平洋クロマグロの主な資源管理措置の変遷

		2011～2014 年漁期	2015～2017 年漁期 (第 1～3 管理期間)	2018 年漁期～ (第 4 管理期間～)
沖合漁業 ・大中型 まき網	小型魚	・漁獲上限の設定	・漁獲上限の設定	・漁獲上限の設定 (TAC 制度)
	大型魚	・日本海産卵期の漁獲上限の設定	・漁獲上限の設定 ・日本海産卵期の漁獲上限の設定、8 月の操業自粛	・漁獲上限の設定 (TAC 制度) ・日本海産卵期の漁獲上限の設定、8 月の操業自粛
沿岸漁業 ・定置網 ・ひき縄釣 等	小型魚	・ひき縄釣漁業等の届出制移行 (2014 年 4 月から承認制)、 漁獲実績報告の義務化	・漁獲上限の設定 →全国 6 ブロック別の配分 (2017 年漁期は都道府県別の配分)	・漁獲上限の設定 (TAC 制度) →都道府県別の配分
	大型魚	・定置漁業の免許数抑制	・沖合漁業と合わせて 全体で漁獲量を管理	・漁獲上限の設定 (TAC 制度) →都道府県別の配分

(出典) 水産庁「太平洋クロマグロの資源管理について」(水産政策審議会第 101 回資源管理分科会配付 資料 3-2) 2020.5. <<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/200525-12.pdf>> 等を基に筆者作成。

³² TAC 制度の対象は、①漁獲量及び消費量が多く国民生活上又は漁業上重要な魚種、②資源状態が悪く緊急に管理を行うべき魚種、又は③日本周辺で外国漁船により漁獲されている魚種のいずれかであって、かつ、TAC を設定するための十分な科学的知見がある魚種とされている。これまでのサンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ・ゴマサバ、スルメイカ及びズワイガニに加えて、2017 年 4 月の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令」（平成 8 年政令第 213 号）改正により、クロマグロが TAC 制度の対象魚種に追加された。

³³ 第 2 管理期間（2016 年漁期）から設定されていた定置網漁業の共同管理枠は廃止された。

³⁴ TAC 制度に基づく国の基本計画の中で、都道府県に対して、漁獲枠に留保を設定することや、都道府県の管理計画において地域（漁協）別・月別に細分化した漁獲計画や大量漁獲時の緊急報告体制、漁獲枠の消化率に応じた早期是正措置等について記載すること等が求められた。

³⁵ 「くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領」（水産庁資源管理部長通知、平成 31 年 3 月 25 日付け 30 水管第 2795 号） <https://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyo/attach/pdf/181227-37.pdf>

IV クロマグロの資源管理をめぐる論点

1 漁獲枠の設定と適切な配分

国別の漁獲枠の設定をめぐることは、大西洋クロマグロの資源の回復に伴い、近年、ICCATでは各国の漁獲枠を増加させており、漁獲制限等の保存管理措置が奏功した事例として評価する声が多い³⁶。WCPFCによる太平洋クロマグロの資源管理についても、親魚資源量が回復基調にあり、日本はWCPFC北小委員会において漁獲上限の増枠を提案している³⁷。

国内の漁獲枠の配分をめぐることは、特に2018年のTAC制度導入の際に、沖合のまき網漁業に対して沿岸漁業への配分比率が過少であるとの不満が漁業関係者から生じ、配分の算出過程の透明性・公平性に問題がある、沿岸漁業の漁業特性や経済状況を考慮すべきといった識者の指摘があった³⁸。水産庁では2018年8月、水産政策審議会の資源管理分科会にくろまぐろ部会を設置し、太平洋クロマグロのTACの配分方法に関して沿岸・沖合・養殖の各漁業者の意見を踏まえた審議を行っており³⁹、沿岸・沖合間や都道府県間での漁獲枠の融通を含めて、十分な議論と対話に基づく合意形成が求められる。

2 資源管理措置の在り方

現在日本で実施されている漁獲規制をめぐることは、産卵期(6～8月)の親魚の漁獲について、資源への影響が大きいため規制を行うべきとの指摘もある⁴⁰。水産庁は、太平洋クロマグロの

³⁶ 「(社説)大西洋のマグロ管理に学べ」『日本経済新聞』2018.1.16; 「(主張)クロマグロ 大西洋の管理を範とせよ」『産経新聞』2017.12.4等。

³⁷ 「太平洋マグロ 増枠提案へ 水産庁10月にも 資源量回復で」『読売新聞』2020.8.21。日本は2018年9月及び2019年9月のWCPFC北小委員会において増枠を提案しているが、資源がいまだに少ない中で増枠は時期尚早であるとの声も多く、合意には至っていない。なお、2019年9月のWCPFC北小委員会において、台湾からの通報により、2020年の措置として大型魚の漁獲上限を台湾から日本へ300トン移譲可能とすることで合意している。

³⁸ 第4管理期間(2018年漁期)では、大型魚の沖合漁業/沿岸漁業のTACについて、2002～2004年の平均漁獲量をベースとし、直近(2015～2016年)の漁獲実績比率を反映して、基本的な配分が決定された。これに対し、沿岸漁業の立場からは、沿岸漁業者の意見が十分に聴取されていない、配分の算定に用いた基準年が沿岸漁業側に不利である、太平洋クロマグロ資源の減少はまき網漁業による大量漁獲に要因があり、漁獲制限の負担はまき網漁業が負うべきである、まき網漁業より一般に魚価が高く付加価値が高い沿岸漁業を優先すべきである、沿岸のクロマグロ漁業は漁村の雇用を多く支えている、沿岸漁業は小規模経営が多く、経営規模が大きいまき網漁業より漁獲制限の影響が大きいため配慮が必要である等の指摘がある。一方、沖合のまき網漁業の立場からは、沿岸漁業に先立って漁獲制限を開始している、まき網漁業では低単価で大量漁獲できるため水産加工業や流通業等の雇用に貢献している等の指摘がある。このほか、太平洋クロマグロは沿岸から沖合に至るまで広く活用される資源であり、関係漁業者に対して等しく努力を求めることが必要との主張もある(「マグロ規制 漁業者デモ」『毎日新聞』2018.6.26; 松田裕之「水産庁マグロ規制の漁獲枠配分に問題あり」『論座』2017.9.7. <<https://webronza.asahi.com/science/articles/2017090400004.html>>; 勝川俊雄「マグロ漁業者は、なぜ、水産庁にデモをしたのか」2018.6.29. Yahoo!Japan ニュースウェブサイト <<https://news.yahoo.co.jp/byline/katsukawatoshio/20180629-00087280/>>; 太田毅人「実りある漁獲量管理へ・マグロから沿岸・沖合調整を考える①～⑧」『みなと新聞』2018.8.23-9.3; 「くろまぐろ部会での意見聴取における各漁業種類からの主な意見」(水産政策審議会資源管理分科会第4回くろまぐろ部会 資料2) 2018.10.19. <https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/maguro/attach/pdf/181023_4-1.pdf> 等)。

³⁹ 同部会では、漁業者へのヒアリングを基に、第5管理期間(2019年漁期)以降のTACの配分・管理に関する論点や考え方を取りまとめている(水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」(平成30年12月19日策定、令和元年12月4日一部改正) <<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/maguro/attach/pdf/index-10.pdf>>)。

⁴⁰ 日本海沖で産卵期に操業しているまき網漁業が幼魚の加入量減少の要因となっており、産卵量を確保するために漁獲を規制すべき、産卵期の太平洋クロマグロは脂ののりが悪く、魚価が低い経済的にも問題がある等の指摘がなされている(勝川俊雄「絶滅危惧のクロマグロ 産卵場の漁獲規制を急げ」『Wedge』27(5), 2015.5, pp.30-33;

幼魚の加入量は海水温等の環境要因で大きく変動するため、産卵親魚量と幼魚の加入量との間には明確な相関関係は見られない、また、親魚よりも小型魚（未成魚）の漁獲を制限する方が将来の資源回復に確実に貢献できる等と説明しており⁴¹、TACの配分において産卵期の親魚の漁獲については特に考慮しないとしている。

このほかの資源管理措置としては、漁獲証明制度の導入が挙げられる。漁獲から輸出入に至る主要な段階において、漁獲物の流通の履歴を記載した書類を政府等が認証し、当該漁獲物が地域漁業管理機関の保存管理措置を遵守したものであることを証明することにより、不適切な漁獲や取引を抑止することが期待される。既にICCATなどで導入されており、WCPFCにおいても、太平洋クロマグロの漁獲証明制度の導入に向けて検討が進められている。

なお、日本で操業している太平洋クロマグロ漁業のうち、特に定置網漁業は沿岸に来遊する魚群を待って漁獲を行う受動的な漁法であるため、種やサイズの異なる多様な生物が混在しやすく、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しいとされている。水産庁は「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」として、定置網漁業における太平洋クロマグロの混獲回避のための漁具改良（仕切り網の設置、魚捕部の改良、入網状況を把握するための装置の設置等）や漁獲データの収集、分析・検討等に対して支援を行っている。

3 その他の論点

水産庁は、資源管理に取り組む漁業者への収入安定対策として、漁獲量の変動等により生じた減収の一部を補填する「漁業収入安定対策事業（漁業共済・積立ぶらす）」を行っている。このうち、太平洋クロマグロについては、強度な資源回復に取り組む漁業者を対象に、減収の補填割合を引き上げる等の支援措置を実施している。

また、釣り等の遊漁による太平洋クロマグロの採捕には漁獲量の制限が課されておらず、遊漁船やプレジャーボートに対する規制を求める声もある。遊漁船による太平洋クロマグロの採捕量（2017年）は7.5トンと推計されるが、水産庁では、遊漁における太平洋クロマグロの資源管理は漁業者の管理に歩調を合わせて実施するとしており、遊漁者や遊漁船業者等に対して漁業者の資源管理の取組について周知を図っている⁴²。

このほか、人工種苗を活用した養殖の普及も進められており⁴³、天然の資源に影響を与えない養殖手法として期待されている。

同「本誌記事を否定する水産庁の“主張”に再反論」『Wedge』27(9), 2015.9, pp.33-35; 阪口功「太平洋クロマグロ資源回復に向けて①～⑥」『みなと新聞』2015.6.5-12等）。

⁴¹ 第189回国会参議院農林水産委員会会議録第9号 平成27年5月21日 pp.2-5; 第197回国会衆議院農林水産委員会会議録第10号 pp.16-17等。なお、同様の主張としては、桜本和美「太平洋クロマグロの産卵親魚量の減少は日本海のまき網漁業が原因か?」『アクアネット』19(4), 2016.4, pp.40-46; 三宅眞「太平洋クロマグロ 非科学的な“産卵魚禁漁”論」『日刊水産経済新聞』2015.6.25等がある。

⁴² 「漁獲規制厳しくなったのに… マグロ 遊漁船は釣り放題」『朝日新聞』2020.3.2, 夕刊; 水産庁「太平洋クロマグロの資源管理について」（水産政策審議会第101回資源管理分科会 資料3-2）2020.5, pp.83-85. <<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/200525-12.pdf>>

⁴³ マグロ類の養殖には、海洋で採捕したマグロの天然種苗を飼育するものと、マグロの受精卵を陸上の水槽等でふ化させた人工種苗を飼育するものがある。2019年における日本の養殖クロマグロの出荷数量30万2000尾のうち、天然種苗由来は26万2000尾（86.8%）、人工種苗由来は4万尾（13.2%）となっており、人工種苗の割合は近年増加している（水産庁「令和元年における国内のクロマグロ養殖実績について（速報値）」2020.3.31. <<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/saibai/200331.html>>）。

おわりに

クロマグロの資源の回復が世界的な課題となる中で、我が国は、地域漁業管理機関等の国際的な枠組みへの参画や、国内の漁業者への漁獲規制等の措置を通じてクロマグロの資源管理に取り組んできた。太平洋クロマグロの資源管理については、国内での漁獲制限の導入・運用をめぐる混乱が生じたものの、近年は資源回復の兆しが見えつつある。

我が国は太平洋クロマグロの最大の漁獲国であり、世界有数のマグロ消費国でもある。クロマグロの資源の回復と持続的な利用に向けて、漁業関係者のみならず、流通事業者や消費者を含めた継続的な取組が求められる。